

広報

Ami
160th
ANNIVERSARY
町村合併60周年

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



町親善訪問団、町中学生・高校生親善大使等の皆さん



スーペリア市庁舎議場にて、天田町長とスーペリア市のブルース・ヘーゲン市長(写真左)が、議定合意書に調印しました



2015
No.655

平成27年
9月25日発行

主な内容

町総合防災訓練を実施します……………	2
まい・あみ・とくとくクーポン券販売……………	3
さわやかフェア2015……………	4
生涯学習フェスティバル……………	6
第38回町マラソン大会……………	22

議定合意書調印および

中学生・高校生親善大使派遣

8月21日～28日、町親善訪問団と中学生・高校生の親善大使24人が、友好都市の米国ウィスコンシン州スーペリア市を訪問しました。8月24日には、町とスーペリア市との間で、1997年から継続している5回目の議定合意書に調印し、この調印式の様子は米国のテレビニュース番組でも取り上げられました。

町総合防災訓練

を実施します



期日:11月1日(日) 時間:午前9時30分から 場所:町立朝日中学校

交通防災課防災係☎888-1111(276・277)

町は、首都直下地震が発生し、町域で震度6弱を観測したとの想定で総合防災訓練を実施します。

この訓練は、地震発生直後の応急復旧作業、災害支援活動等を各防災関係機関が連携を図りながら、迅速で的確な対応が図れるようにすること、またこれらの訓練を通じて、町民が防災に関する知識を深めることを目的に実施します。

※訓練は雨天決行としますが、災害が発生したり、発生する恐れのある場合は中止にします。また、その時の状況により、訓練規模を縮小することもあります

実践的な訓練の実施

今年度の訓練は、朝日中学校地区の自主防災組織を中心に、防災関係機関、町の三者の連携による実践的な訓練を実施することで、より効果的な訓練を目指します。

- ▼情報伝達訓練…防災行政無線による放送およびエリアメール(緊急速報メール)の配信により、地震の発生および訓練の告知を行う情報伝達の訓練
- ▼避難所開設・運営訓練…大規模災害時に開設する『避難所』をいかに機能的に運営することができるかの訓練
- ▼民間会社などとの連携訓練…災害時応援協定を締結している民間会社との連携訓練
- ▼災害ボランティアセンター設置運営訓練…被災地に全国から復興支援に訪れるボランティアの受け入れ訓練

その他の主な訓練メニュー

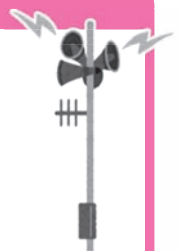
- ▼救出・搬送訓練…土砂埋没車両および倒壊家屋から負傷者を救出し、救護所に搬送して必要な処置を行う訓練
 - ▼AED取扱訓練(体験)…会場内で消防職員によるAEDを使用した取扱訓練 ※AEDは、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器
 - ▼災害時特設公衆電話設置訓練…避難所において、電話の利用が集中し繋がりにくい状況の中で、電話会社が提供する特設電話を敷設し、避難者の安否確認用の連絡手段を確保する設置訓練
 - ▼非常食炊き出し訓練…陸上自衛隊武器学校および日赤奉仕団による非常食の炊き出しを行い、来場者に提供
- ◎その他、詳細な訓練内容については、訓練実施要領が整い次第、町ホームページに掲載します

訓練会場にぜひお越しください

今回実施される防災訓練は、どなたでも見学ができますので、ぜひ訓練会場にお越しいただき、実際に防災活動状況を見て触れて体験してみてください。また、これを機会に、いざという時の『避難場所はどこなのか』『非常持ち出しの防災用品は各自揃っているか』等確認してみましょう。

訓練実施に伴うお願いとご案内

- ▼訓練当日、開始直後に、訓練会場である朝日中学校の上空を『状況調査訓練』で県防災航空隊ヘリコプターが被害状況の確認のために5分間程飛来します(着陸はしません)
 - ▼会場にて訓練車両がサイレンを鳴らして走行します。エンジン音およびサイレン等の騒音で会場付近にお住いの皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお祈いします
 - ▼訓練開始の午前9時40分頃に、町内全域において防災行政無線の訓練放送および携帯電話やスマートフォンへのエリアメール(緊急速報メール)による訓練情報の一斉配信を行います。エリアメール(緊急速報メール)を受信すると、マナーモード中でも着信音が鳴る場合がありますので、不都合のある人は電源をオフにするなど事前の対応を各自お祈いします
- ※訓練ですので、本当の災害と間違わないようご注意ください
- ▼防災訓練の活動状況を当日ケーブルテレビ局が撮影し、後日放送する予定です。ぜひご覧ください





阿見町町村合併60周年記念



まい・あみ とくとくクーポン券



プレミアム付き商品券 11月6日(金)から販売開始!



優先予約分の販売は 11月2日(月)から

販売総額 **1億円**

クーポン券 販売価格 **10,000円**

ご利用額面 **12,000円**

内訳 1000円券×8枚
500円券×8枚

※うち6,000円分が
大型店でも使用可能!

町商工会では、前回の販売に引き続き、阿見町町村合併60周年記念20%プレミアムつき商品券を販売します(この商品券は町内店舗でのお買い物に使用できます)。この事業は、町内の消費拡大を図り商工業の振興と活性化につなげることを目的にして、地域住民生活等緊急支援交付金と町の補助を受けて実施するものです。皆さんのご利用をよろしく願います。

- ▼有効期間 11月2日(月)～平成28年2月29日(月)
- ▼販売場所 役場・商工会・町内数十箇所を予定
- ▼価格 1万円
- ▼その他 取扱店舗・クーポン販売場所(割引販売対応売場)等については、10月上旬の町内回覧・10月下旬の新聞折込でお知らせします

とくとく情報

- 1 取扱店独自サービス
クーポン券ご利用のお客様に対する各店独自のサービスが受けられます。
- 2 スタンプラリー
AP加盟店でのクーポンご

利用に限り、お買物1千円ごとにスタンプシールを1枚贈呈。これを5枚集めて応募すると抽選で1千円分のAP商品券をプレゼントします。

③優先予約発売(総額5千万円)
高齢者優先・町内在住の65歳以上の(昭和26年4月1日以前生まれ)

子育て家庭優先・町内在住の18歳未満の(平成9年4月2日以降生まれ)および妊娠中の人

購入限度額 一世帯5万円
申込期間 10月1日(木)～10月20日(火)必着

申込方法 区長を通じて配布の優先販売チラシの応募はがきをご利用ください
※お手元にはがきがない場合は、商工会に応募用紙がありますのでお申し出ください

※お申し込みが総額を超えた場合には抽選になります

問合せ 町商工会(阿見町岡崎3-17-9) ☎88710552

シニア応援

とくとくクーポン券ご購入の際に『いばらきシニアカード』をご提示いただいた人には割引販売をさせていただきます。

- ※所定申込書への記入が必要です
- ※前回割引を受けた人は利用できません

●いばらきシニアカード

県内在住の65歳以上(申請時現在)の高齢者を対象に配布されるカードです。役場社会福祉課・うずら出張所で本人確認の上で配布しています。県内約1800店の協賛店舗があり、料金の割引やポイント加算などの優遇が受けられます。

▼問合せ:役場社会福祉課
☎888-1111(162)

とくとく
クーポン券
☆購入補助☆
割引額 2,000円

※各カード1枚につき
1冊分が割引対象です



町村合併60周年

子育て家庭応援

とくとくクーポン券ご購入の際に『いばらき Kids Club カード』をご提示いただいた人には割引販売をさせていただきます。

- ※所定申込書への記入が必要です
- ※前回割引を受けた人は利用できません

●いばらき Kids Club カード

県内在住の18歳未満のお子さんがいる世帯や妊娠中の人を対象に配布されるカードです。役場児童福祉課・うずら出張所でお子さんの年齢等を確認の上で配布しています。県内約5500店の協賛店舗があり、料金の割引やポイント加算などの優遇が受けられます。

▼問合せ:役場児童福祉課
☎888-1111(177)

※シニア応援・子育て家庭応援のいずれも、『カード協賛店』と『とくとくクーポン券取扱店』は、同じではありません



さわやかフェア2015

日時: 10月25日(日) 午前10時~午後3時

問い合わせ さわやかフェア 2015 事務局: 企画財政課 ☎888-1111(222)

さわやかフェアは、町の健康・福祉・環境・産業・消防などおよび町社会福祉協議会・町シルバー人材センターの事業PRイベントです。今回も町商工会主催「商工まつり」、県立医療大学の学園祭「創療祭」と同時開催になります。3つのイベントが行われ、楽しい催しが盛りだくさんです。

※野外の催しは天候により中止になる場合があります

健康づくり展

- ▼健康講座▼健康食試食
- ▼減塩についてPR▼薬剤師会活動報告▼チャリティーバザー▼健康体操▼薬物乱用防止キャンペーン▼献血コーナー▼健康標語表彰展示▼健口・歯つらつコーナー▼シルバリハビリ体操▼みそ汁塩分測定・適塩体験▼健康クイズコーナーなど
- ※みそ汁塩分測定については、ご家庭で作られたみそ汁を100ccほどご持参ください

産業生活展

- ▼霞ヶ浦浄化キャンペー
- ▼消費生活展▼消費生活センターPR▼あみかフェア・観光ガイドPR▼そば販売▼野菜販売▼いも煮販売▼森林クラブ活動PR—など

福祉展

- ▼障害者福祉協議会他・団

- ▼体バザー▼農作物・加工品・手芸品等販売▼社会を明るくする運動キャンペー
- ▼スベシヤルオリンピックス日本茨城設立準備委員会PR—など

動物愛護展

- ▼犬の訓練・しつけ教室▼動物よろず相談▼犬・猫の里親会・バザー—など

生涯学習展

- ▼ふれあい地区館コーナー▼達人バンク・青少年相談員活動PR▼古本市—など

都市整備展

- ▼いぶきの丘阿見東事業促進PR▼圏央道促進キャンペー
- ▼あみまるくんPR▼上下水道パネル展示・水の飲み比べ

消防・救急展

- ▼応急手当普及コーナー▼水消火器体験・煙体験

- ▼住宅用火災警報器展示▼消防団募集案内—など

交通・防犯展

- ▼シートベルト体験▼交通安全車両展示▼反射材体感▼反射材販売▼振り込め詐欺防止PR—など

社会福祉協議会展

- ▼介護福祉機器展示▼社協事業PR▼ボランティア相談▼福祉バザー▼ミニ手話講座▼朗読体験▼EM講習会▼チャリ

合同でスタンプリーを実施します

今年度は、創療祭、商工まつりと合同企画でスタンプリーを実施します。3つの会場を回って、スタンプリー設置店でお買い物をしてスタンプリーを集めた人に数量限定で景品を差し上げます。ぜひご参加ください。



- ▼ティー売店▼お茶席いけばな展—など

シルバー人材センター展

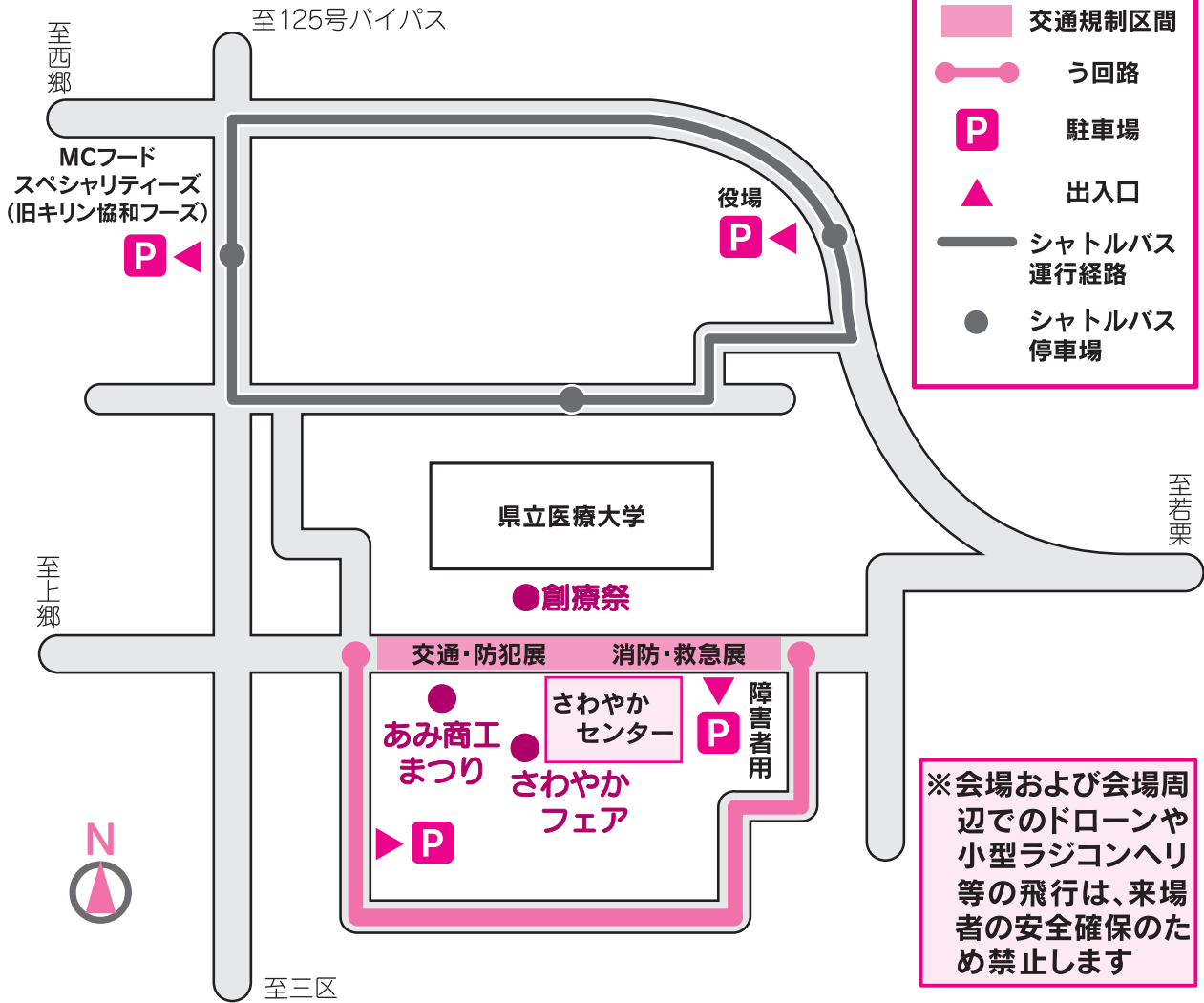
- ▼製作品展示販売▼事業紹介—など

その他

- ▼町長と話そうコーナー▼国年制度・医療費状況等紹介▼町国際交流協会活動PR▼売店▼市民団体活動PR▼大好きいばらき県民運動PR—など



会場案内図



●交通規制を実施
『さわやかフェア』開催に伴い町道の一部を交通規制します。当日は、う回路をご利用ください(上図参照)。

また、規制時間内は路線バス荒川沖駅東口〜県立医療大学間は、『県立医療大学』停留所が利用できなくなるため、う回巡行(阿見中央公民館発着)となります。詳細は、関東鉄道(株)土浦営業所(☎82215345)までお問い合わせください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

▼規制時間 午前9時〜午後4時

▼規制内容 車両通行止

●駐車場
会場付近の駐車場は混雑が予想されます。また、さわやかセンター構内駐車場(障害者用)は一般の来場者のご利用はできません。役場駐車場、MCフードスペシャルティーズ(旧キリン協和フーズ)駐車場、県立医療大学を循環するシャトルバスを運行しますので、そちらをご利用ください(上図参照)。

同時開催

第21回 創療祭

県立医療大学

日時:10月24日(土)・25日(日) 午前9時30分から 問い合わせ:県立医療大学教務課 ☎840-2108

あみ商工まつり2015

町商工会

日時:10月25日(日) 午前9時20分〜午後4時 問い合わせ:商工まつり事務局(町商工会) ☎887-0552

いきいき学びの町AMI

生涯学習フェスティバル

主催 いきいき学びの町AMI推進会議・町・町教育委員会

町では『いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル』として、10月から11月にかけてさまざまな行事を開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。
※期間中、毎週月曜日は休館となりますのでご注意ください



共に育む『教育の日』

期日 11月7日(土)
午前部 8時30分～正午
午後部 1時～4時30分
場所 町内各小・中学校
内容 各小・中学校ごとの行事
場所 町民体育館
内容 ▼少年の主張 ▼教育委員会表彰▼講演会

共に育む『教育の日』 公開講演会(無料)

期日 11月7日(土)
時間 午後2時45分～4時15分
場所 町民体育館
内容 『ほめると叱るの脳科学』子どもたちの可能性を拓くコミユニケーション術』
講師 桑原規歌氏



まちづくり探検隊 作品展

期間 10月23日(金)～11月5日(木)

時間 午前9時～午後7時 ※最終日は午後5時まで
場所 町民体育館
内容 小学3～6年生のまちづくり探検隊作品展

下村千秋記念

読書感想文・感想画 コンクール作品展

期間 10月23日(金)～11月5日(木)
時間 午前9時～午後7時 ※最終日は午後5時まで
場所 町民体育館 ※10月26日(月)・11月2日(月)は休館
内容 小学生・中学生のコンクール応募作品の展示

文化財展

期間 10月23日(金)～11月5日(木)
時間 午前9時～午後7時 ※最終日は午後5時まで
場所 町民体育館 ※10月26日(月)・11月2日(月)は休館
内容 町文化財調査研究会による展示

達人バンク登録者 紹介

期間 10月23日(金)～11月5日(木)
時間 午前9時～午後5時
場所 図書館ギャラリー ※10月26日(月)・11月2日(月)は休館

内容 達人バンク登録者のプロフィール紹介と作品展

児童生徒作品展

期間 10月23日(金)～11月5日(木)
時間 午前9時～午後7時 ※最終日は午後5時まで
場所 町民体育館 ※10月26日(月)・11月2日(月)は休館
出展学校・保育所等 ▼小学校・阿見小学校・実毅小学校・吉原小学校・本郷小学校・君原小学校・舟高小学校・阿見第一小学校・阿見第二小学校・中学校等・阿見中学校・朝日中学校・竹来中学校・震南至健中学校・霞ヶ浦聾学校▼保育所・中郷保育所・南平保育所▼幼稚園・阿見みどり幼稚園・阿見幼稚園・荒川沖幼稚園・ふたば幼稚園▼保育園・あゆみ保育園・阿見ひかり保育園・さくら保育園

芸術展

内容 絵画・工作・毛筆・硬筆の各部門
期間 10月23日(金)～11月5日(木)
時間 午前9時～午後7時 ※10月26日(月)・11月2日(月)は休館
場所 町民体育館

展示内容 ▼美術：日本画・水墨画・洋画・植物画・書道・篆刻・写真・ちぎり絵・木彫・陶芸・七宝焼・絵手紙・獅子頭・面打ち・押花

— など ▼文学：俳句・短歌 ▼生活文化：手芸・草人形・手編み・リボンアート・革工芸・パッチワーク・パンフラー— など

作品募集要項 8ページを参照

伝統芸能まつり

期間 10月18日(日)
時間 午後0時30分(開場：正午)
場所 本郷ふれあいセンター
内容 地域に受け継がれている伝統芸能・伝統文化の披露

芸能発表会

期日 11月15日(日)
時間 午前10時～午後3時
場所 かすみ公民館
団体 ▼音楽：ゆりかご会・喜幸会阿見支部・阿見大正琴同好会信和会・赤鷲会 ▼舞踊：道松会・英美会・欽萃会・若ひさ会・扇美会・あやめ会・佐保苑会・さつき会・花あわせ・喜和会・彩の会・駒久会

▼芸能：阿見かつばれ道場・君島芸能保存会・曙面舞会・阿見詩吟会・クイーンズフラワ・ピカケ・アロハココナッツ・プメハナ

図書館の催し

●おもしろ理科先生『ドクター・ナダレ ンジャー』の自然災害科学実験教室

期日 10月17日(土)
時間 午後2時～3時30分
場所 図書館2階視聴覚室
講師 納口恭明氏
募集人数 30人

●古本市(古本配布)

期日 10月23日(金)～11月8日(日)
時間 午前9時～午後5時
場所 図書館玄関
内容 除籍本を希望者に配布

●図書館講演会『津波体験や民話活動を通して、語り継ぎたいこと』

期日 11月1日(日)
時間 午後1時30分～3時30分
場所 図書館2階視聴覚室
講師 庄司アイ氏
●かみしばい会

期日 11月1日(日)
時間 午後2時～2時30分
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 紙芝居の会『レインボー』

●絵本の読み聞かせ

期日 11月10日(火)
時間 午前10時30分～11時
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 おはなしポシエットの会

●県立歴史館出前講座『県内の文化財建造物』

期日 11月15日(日)
時間 午後2時～4時
場所 図書館2階視聴覚室

講師 田村和浩氏
募集人数 20人

●映画会
期日 ①11月7日(土) ②29日(日)
時間 午後2時から
場所 図書館2階視聴覚室
題名 ①『せんすいウーリー1マリン アドベンチャー』(108分)

②『坑道の記憶 炭鉱絵師・山本作兵衛世界記憶遺産』(72分)

●大人のおりがみ教室
期日 11月28日(土)
時間 午前10時～正午
場所 図書館2階視聴覚室
講師 増田智美氏
募集人数 20人



▲大人おりがみ教室の様子

各ふれあい地区館の催し

●第一小学校区『地区館まつり』
期日 10月4日(日)
時間 午前9時～午後3時
場所 かすみ公民館

●第二小学校区『地区館まつり』
期日 10月18日(日)

時間 午前8時45分～午後4時
場所 阿見第二小学校

●吉原小学校区『吉原ふれあい広場』
期日 10月18日(日)
時間 午前9時30分～午後0時30分
場所 吉原小学校

●舟島小学校区『地区館まつり』
期日 11月15日(日)
時間 午前8時40分～午後2時
場所 舟島ふれあいセンター

●本郷小学校区『地区館まつり』
期日 11月15日(日)
時間 午前9時～午後0時30分
場所 本郷ふれあいセンター

●君原小学校区『地区館まつり』
期日 11月15日(日)
時間 午前9時～午後2時
場所 君原公民館

●阿見小学校区『ふれあいイベントまつり』
期日 11月15日(日)
時間 午前9時30分～午後0時30分
場所 町民体育館

●実穀小学校区『地区館まつり』
期日 11月15日(日)
時間 午前9時30分～午後0時30分
場所 実穀小学校

※各小学校区とも内容は「舞台発表・作品展示・ミニゲームなど」となっています

●『ふれあい地区館スポーツ交流会』
期日 11月22日(日)
時間 午前8時30分～午後5時
場所 町民体育館

内容 ふれあい地区館対抗ソフトボール・輪投げ大会

※8ページに続く

● 第 36 回町芸術展作品募集 ●

町芸術展は、いきいき学びの町 AMI 生涯学習フェスティバルの一環として開催しています。第 36 回町芸術展の作品募集要項が次のとおり決まりました。あなたの力作を応募してください。

開催日時：10月23日(金)～11月5日(木) 午前9時～午後7時(最終日は午後5時まで)

※10月26日(月)・11月2日(月)は休館日 ※11月3日(火)は開場します(公民館は休館)

展示会場：町民体育館

作品搬入：10月22日(木) 午前9時から町民体育館に搬入(一般出展者は午前10時から)

※22日(木)以外は、一切受け付けません

作品搬出：11月6日(金) 午前9時～正午に作品搬出

作品展示：各展の展示についての異議は一切受け付けない

搬入時の注意：▼出品される人は、雅号・俳号等のほか、必ず本名を記入すること

▼額装・パネル等の作品は、必ず金具等を取り付けて出品すること

▼出品作品を申込書に記入すること

その他：▼開催期間中は原則として、団体ごとに当番をおく

▼展示期間中、継続して展示できない人は出品をご遠慮ください

▼今年度は「児童生徒作品展」「文化財展」「読書感想文・感想画コンクール」「まちづくり探検隊」の展示が、同じ体育館フロアを使用して行われます

● 応募条件

▼美術

日本画・水墨画・洋画・植物画 一人2点以内。6～50号。額装

書 道 一人2点以内。条幅・茶掛とし、表装を原則とするが、仮巻でも良い(条幅の場合は全長240センチメートル以内)

篆 刻 一人2点以内。半切以内。額装

写 真 一人2点以内。白黒・カラーとも四ツ切以上全紙まで。組写真可。パネルまたは額装

ちぎり絵 一人2点以内。4～20号、額装

木彫・陶芸 一人2点以内。大きさは制限しない

七宝焼 点数・大きさとも制限しない

絵手紙 一人2点以内。大きさは制限しない

獅子頭 一人1点

面打ち 一人2点以内

押 花 一人2点以内。額装

▼生活文化

手芸・草人形・手編み・リボンアート・革工芸 一人2点以内。横70センチメートル以内

パッチワーク・パンフラワー 一人2点以内

▼古典芸能

生 花 一人1点。50センチメートル四方とし30杯で締め切る。流派は問わない

▼文学

俳 句 兼題「秋の雲」および当季雑詠通して3句
※俳句会：10月4日(日)午後1時30分～4時

会 場：本郷ふれあいセンター2階会議室2

短 歌 未発表の詠草1首をハガキに書いて投歌する
※短歌会：10月2日(金)午前10時～午後3時

会 場：かすみ公民館1階会議室

● 出品要領

種 目 美術・生活文化・古典芸能・文学—各展

応募資格 町内在住または町内に勤務する人で、満16歳以上の人

作品条件 原則として自己制作したもので、未発表のもの

注意事項 ▼出品する人は、雅号・俳号などのほか、必ず本名を記入する▼額装・パネルなどの作品は、必ず金具等を取り付けて出品する▼出品作品を申込書に記入する▼展示用パネルは、縦120センチメートル・横180センチメートルの大きさとする

作品展示 各展の展示についての異議は一切受け付けない

そ の 他 来場の際は、上履きを持参する

申込方法 10月16日(金)までに(申込締切日必着)、直接中央公民館に申し込む

● 応募先・問い合わせ

〒300-0333 阿見町若栗 1886-1

生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526



▲文化財展の様子

安全・安心な生活のために

防犯対策を!!

交通防災課 ☎888-1111 (276-277)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日頃から防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

防犯ボランティア団体募集中!

町内には、現在、行政区やPTA等により組織された38の防犯ボランティア団体があり、その活動は『地域の犯罪抑止』『犯罪被害・交通事故の未然防止』『地域の防犯意識の向上』等に大きく貢献しています。

泥棒が犯行をあきらめる理由に『近所の人に見られたり、声をかけられた』などが挙げられています。犯罪者は、地域の人たちから声をかけられることを嫌います。犯罪の発生を抑止するためには、地域住民皆さんの力が大変大きく重要なものです。ぜひ、皆さんの活動によって安全・安心な地域社会を築いていきましょう。

防犯ボランティア団体の立ち上げ方

行政区・PTA・会社等、地域に居住する人や勤務する人でパトロールのできる人を募り、『団体のリーダー』『パトロールの方法』『団体の規約』等を決め、交通防災課へ申請してください。

地域防犯活動支援事業

町へ防犯ボランティア団体の申請をすることにより、『阿見町地域防犯活動支援事業要綱』に基づき、下記の物的支援を受けることができます。 ※9月から活動用品を追加しました

活動用品	数量
反射腕章	1 組織 20 枚まで
反射タスキ	1 組織 20 本まで
車両用マグネットステッカー	1 組織 10 枚まで
のぼり旗	1 組織 40 旗まで
のぼり旗用ポール	1 組織 20 本まで
防犯ベスト	1 組織 20 枚まで
防犯キャップ	1 組織 20 個まで
合図灯	1 組織 10 灯まで



防犯パトロールの方法

- ▼『気楽に!』 気負わずに日常生活の一部として気楽にやりましょう
- ▼『気長に!』 短期間でパトロール効果は表れません。気長に続ければ、防犯の輪が広がり犯罪の起こりにくい環境が醸成されていきます
- ▼『危険なく!』 事故や怪我をしてはパトロールを継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません

青色防犯パトロール

町へボランティア団体の申請をし、青色防犯パトロール実施者証を取得した団体には、町の青色防犯パトロール専用車両の貸し出しを行っています。

平日を基本に貸し出しを行っていますので積極的にご利用ください。

全国地域安全運動期間

10月11日(日)～20日(火)の10日間

まちの環境を守りましょう

阿見町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 を策定しました

廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

町では「循環型社会(※)」の構築に向け、町民・事業者・行政による協力体制を深め、より実効性のあるごみの減量化やリサイクルの取り組みを進めていく必要があることから、その基本方針となる『阿見町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』を策定しました。詳細は、町ホームページからご覧いただけます。

※「循環型社会」とは、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、自然界から採取する資源をできるだけ有効に利用し、廃棄される資源を最小限に抑える社会のことをいいます

基本理念

『人と自然が共存し 環境を守るまち あみ』

基本理念は、阿見町第6次総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」と、阿見町環境基本計画の基本理念である「あみの自然と暮らしの共生・共存に向けて」を踏まえて定められました。

基本方針

●町民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進

循環型社会を形成するためには、町民・事業者・行政の協働が不可欠です。そのため、町民・事業者・行政がお互いに協力して減量化・資源化を推進します。また、限りある資源を大切にするため、4R「リフューズ(いらぬものは断る)・リデュース(減らす)・リユース(再利用する)・リサイクル(再資源化する)」を実践し、ごみの発生段階、排出段階、処理段階で減量化・資源化を推進していきます。

●適正管理の順守・ごみ処理施設の延命化および将来計画の検討

ごみ処理については焼却施設である霞クリーンセンター、最終処分場となるさくらクリーンセンターを町独自で保有していますが、両施設とも老朽化が課題となっています。効率的な施設運営、適正な維持管理、中期運営計画に基づく補修とともに、町民による適切なごみの出し方が求められています。

特に霞クリーンセンターは、稼働開始から18年が経過したことから、各機器の能力状況および損耗具合等について調査した「施設機能診断」の結果を踏まえ、ごみ処理の広域化を視野に入れた今後の方向性を検討していきます。

計画期間と基本目標

平成26～40年度の15年間を計画期間とします。本計画では、国および県の一般廃棄物の減量化に係る目標を踏まえ、ごみの減量化・資源化に係る数値目標を定めます。平成25年度を基準年度としたうえで、平成26年度を計画初年度、平成30年度を中間目標年度、平成40年度を最終目標年度とし、ごみの減量化・資源化に向けた数値目標を下表のとおり定めました。ただし、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを随時行います。

	平成25年度(基準年度)	平成30年度(中間目標年度)	平成40年度(最終目標年度)
1人1年あたりのごみ排出量	418.8キログラム	410キログラム以下	390キログラム以下
リサイクル率	16.3%	17%以上	20%以上
ごみ焼却量	17,079トン	17,000トン以下	16,700トン以下
最終処分量	2,588トン	2,580トン以下	2,560トン以下

在宅医療廃棄物の適正な処理のお願い

在宅医療は医療の面から在宅介護を支えるサービスとして必要不可欠であり、在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物が在宅医療推進の妨げにならないよう、在宅医療患者の利便性を考慮しつつ、処理体制を確立することが求められます。町では、『在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(環境省)』を踏まえ、『阿見町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』において安全な在宅医療廃棄物の処理に取り組んでいきます。

▼在宅医療廃棄物の種類

注射針・注射器・注射筒・自己血糖測定針等・注射器栄養剤パック・チューブ類・カテーテル・栄養剤注入器・脱脂綿・ガーゼ類・ペン型自己注射カートリッジ・CAPD バッグ・点滴バッグ・ボルト類・ストーマ袋・導尿バッグ・紙おむつ等

▼在宅医療廃棄物の出し方

- ▼注射針などの鋭利なものについては、医療機関などに引き取ってもらってください
- ▼在宅医療廃棄物で可燃性のものについては、中身が飛散することを防止し、排出者のプライバシーも保護するために、内袋や新聞紙等でしっかりと梱包したうえで、町指定袋(燃えるごみ袋)へ入れ、収集日にごみ集積所へ出してください
- ▼紙おむつなどに付着している汚物は、トイレに流してからごみとして出してください
- ▼ごみの収集日など、その他の事項は『ごみの出し方一覧表(ごみ収集カレンダー)』をご参照ください

特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、不法投棄監視カメラ・抑止看板を設置しました

町内において、産業廃棄物などの不法投棄が多発していることで町民の生活環境が悪化しています。町では、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、不法投棄監視カメラ・抑止看板を設置することにより、不法投棄の抑止力を強化し、町民の良好な生活環境の確保を目指しています。

▼不法投棄監視カメラ・抑止看板設置実績

- ▼平成 26 年度:監視カメラ 8 基・抑止看板 37 枚を設置しました
- ▼平成 27 年度:監視カメラ 4 基・抑止看板 27 枚を設置する予定です



▲町内に設置された監視カメラ



▲町内に設置された監視カメラ



▲町内に設置された抑止看板

ごみの出し方のルールを守りましょう

町ではごみのリサイクルを推進しています。しかし、町のリサイクル率は、県内におけるリサイクル率の平均値を下回っています。ごみの減量化やリサイクルの推進を図り、ごみを適正かつ安全に回収し処分するためには、町民や事業者の皆さまの協力が必要不可欠となります。以下の点にご注意のうえ、ご協力をお願いします。

- ▼ごみ集積所にごみを出す場合は、『ごみの出し方一覧表(ごみ収集カレンダー)』を参考にして、ごみを出す曜日・時間(収集日の午前 8 時 30 分まで)・出し方(町指定のごみ袋を使用する・収集日以外の日やゴミの収集後・夜間には出さない)等のルールをきちんと守りましょう
- ▼スプレー缶などの爆発の危険性があるものは、穴をあけて確実にガスを抜き、ごみに出すように徹底してください。過去にもガス抜きがされていなかったスプレー缶が原因で、町のごみ回収車から火災が発生する事故が起きています

霞クリーンセンターから『ごみの持ち込み』に関するお願い

霞クリーンセンターへのごみの持ち込み件数が増えたことから、同センターが混雑してしまう状況が発生しています。また、持ち込まれたごみの中には、ごみ集積所に出せるような粗大ごみ以外のごみの持ち込みが数多く見受けられます。粗大ごみを持ち込んだ町民および事業者の皆さまに影響が出てしまうことから、ごみ集積所に出せるようなごみについては、なるべくごみ集積所をご利用ください。

円滑なごみ処理のために、町民の皆さまのご協力をお願いします。

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
秋になり、虫の声も聞こえるようになりました。
さわやかな風を感じながら、気持ち良く身体を動かしたいですね。
今回の子育てシリーズは、先月に引き続き『子ども達の遊び』についてお届けします。



ふれあい遊び

赤ちゃんは、大人にからだを触ってもらったり歌をうたってもらったり、一緒に遊んでもらうことが大好きです。歌に合わせて顔や体を軽くつついたり、なでたりする『いっぽんばしこちょこちょ』という遊びがあります。手のひらをこちょこちょした後、腕を階段に見立てて大人の指を移動させ、わきの下やお腹をくすぐります。『かいだんのぼって』から『こちょこちょ』までのタイミングに変化をつけると、くすぐられるのをわくわくした顔で待っています。月齢の小さい赤ちゃんは、寝かせた状態で顔をのぞき込むようにして遊ぶと良いでしょう。



かけっこ遊び

秋のさわやかな風を感じると、大人も子どもも思わず胸がはずんでしまいますね。『よーい、どん』で始まるいつものかけっこに、一工夫加えてみるのはいかかでしょう。例えば、直径 15cm 程の円形に切った紙をうずまき状に切り、中心にたこ糸をつけて、糸をもって走ります。すると、紙がぐるぐると回って楽しい『くるくるへび』のできあがりです。子どもは風を感じながら、繰り返しかけっこ遊びを楽しめますね。



木の実で遊ぼう

秋に公園へ行くと、ドングリや松ぼっくりが落ちていて、子どもは夢中になって集めますね。おうちに持って帰り、ペットボトルにドングリを入れてふたを閉めると、手作りのマラカスの完成です。『ポトン』とペットボトルの中にドングリが落ちる時の感触も、子どもたちには嬉しいことでしょう。ふたは、子どもが開けると危ないので、テープなどでしっかり止めましょう。また、ドングリから虫が湧いて出てきてしまうことがあるので、遊ぶ前には熱湯にくぐらせ、乾燥させてから遊ぶと良いでしょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

インフルエンザ予防接種費用 を助成します



健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

町では、平成 27 年 10 月 1 日現在で生後 6 か月～中学生の人および 65 歳以上の人、また 60 歳以上 65 歳未満の特定の人について、インフルエンザ予防接種に対する接種費用の助成を行います。

インフルエンザの症状は、突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、風邪に比べて全身症状が強いことが特徴です。また、気管支炎や肺炎等を合併し、重症化することが多いと言われています。うがい・手洗い、マスクの使用などの予防とあわせて、流行前に予防接種を受けておく効果的です。

■対象 平成 27 年 10 月 1 日現在で以下の①～③の人

- ① 生後 6 か月～中学 3 年生に相当する年齢の人
- ② 65 歳以上（昭和 25 年 10 月 1 日以前生まれ）の人
- ③ 60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳 1 級を有する人

■助成額

- ▼対象①：1,000 円（接種 1 回分のみで、助成額を超えた場合の差額は自己負担）
- ▼対象②③：1,800 円（助成額を超えた場合の差額は自己負担）
※対象②③の人で生活保護を受給されている人は自己負担が免除となりますので、必ず接種を受ける前に健康づくり課にご連絡ください。免除券を発行します

■助成期間

- ▼ 10 月 1 日（木）～ 12 月 31 日（木）

■予診票の発行

- ▼対象①②：9 月末に郵送します
- ▼対象③：接種を希望する人は、健康づくり課にご連絡ください

■接種方法

- ▼『インフルエンザ予防接種予診票』を協力医療機関に持参し、接種を受けます
※通知に協力医療機関の一覧を同封しますので、ご参照ください

■予防接種を受けるにあたっての注意事項

- ▼病院に通院中の人は、予防接種後の副反応を防ぐため、必ず主治医に相談し、当予防接種が受けられることを確認してから接種してください

インフルエンザを予防するために

- ▼手洗い・うがい・マスクの着用等によりウイルスの侵入を防ぎましょう
- ▼十分な休養と栄養摂取により体力や免疫力を高めましょう
- ▼流行時にはなるべく人ごみ等への外出を控えましょう
- ▼部屋では、湿度 50～60%を保ち乾燥に注意しましょう

行政改革の取り組み 状況を報告します



問い合わせ 企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)
E-MAIL: kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

町では、平成25年度に策定した行政改革大綱に基づき、平成26年度から30年度までの5か年計画で行政改革に取り組んでいます。

このほど、平成26年度の取り組みをまとめましたので、主な内容を一部抜粋してお知らせします。

① 財政健全化の推進

● 事務事業の見直し

行政評価における外部評価の実施：外部評価委員会を設置しました。8課8事業の外部評価を行いました

● 財源の確保

町税の収納率向上：差押、管理職・職員滞納整理、租税債権管理機構への移管などを行いました。収納率は94.2%となりました

町営住宅使用料の収納率向上：滞納整理、連帯保証人への連絡などを行いました。収納率は94.5%となりました

広報あみ・町ホームページにおける有料広告の推進：既存利用者への継続促進や町内外の事業者への新規募集・PRを実施しました。広報あみに63件、町ホーム

ページに25件の公告を掲載しました

● 地方公営企業の経営健全化

水道料金の収納率向上：督促状の発送、給水停止予告書の発送、給水停止措置などを実施しました。現年度収納率は99.1%となりました

上水道の普及率向上：基幹・補助環状管整備を行いました。平成26年度の普及率は85.6%となりました

● 特別会計の健全化

ジェネリック医薬品の利用促進（国民健康保険）：自己負担額の軽減額等の通知を実施したほか、被保険者にジェネリック医薬品をお願いカードを配布しました

介護保険料の収納率向上：推進員による制度説明活動、月例徴収者への訪問徴収、滞納整理、給付制限などを実施しました。現年度徴収率は98.9%となりました

下水道使用料の収納率向上：督促状の発送、給水停止予告書の発送、給水停止措置などを行いました。現年度収納率は99.0%となりました

② 経営型行政運営の推進

● 人材育成と組織運営の推進

消防の広域化：平成27年4月1日から稲敷広域消防本部に編入し、町消防本部は稲敷広域消防本部阿見消防署となりました

公平で公正な人事評価制度の確立：評価結果を平成26年度の勤勉手当に反映しました

● 行政サービスの質的向上

待機児童解消への取り組み：民間保育園の増設、小規模・家庭的保育事業所の新設などにより、待機児童は平成27年4月時点でゼロを達成しました

● 民間活力の積極的活用

災害時応援協定の拡充：新たに2つの事業所と協定を締結しました

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

● 町民と行政の協働

ボランティア団体やNPOの育成・支援：町民活動センターにて、NPO設立に関する勉強会や相談対応を実施しました

● 町民参画の推進と情報公開

町公式ホームページの充

実・町ホームページをリニューアルしました。一斉メール配信システム『あみメール』の運用を開始しました

■ 新規追加項目

- ▼ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（※）
- ▼ 公共下水道事業の地方公営企業法適用化
- ▼ 農業集落排水事業の地方公営企業法適用化
- ▼ 公共施設運営における民間活用とサービス向上

※ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進とは

現在、全国の自治体の共通の課題として、これまで整備してきた公共施設等の老朽化対策が問題となっています。そこで、公共施設等の全体状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で計画的に行うため、『公共施設等総合管理計画』の策定が求められています。

町においても、平成28年度中を目標に『公共施設等総合管理計画』の策定を進めています。

個人住民税の公的年金からの 特別徴収制度の見直し

(平成 28 年 10 月以後に実施する特別徴収から適用)

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151-152)

仮徴収額の算定方法の見直し (本徴収と仮徴収の平準化)

公的年金等に係る所得金額や所得控除額の変動などにより、公的年金等に係る特別徴収税額が増減した場合に、仮徴収額 (4 月・6 月・8 月) と本徴収額 (10 月・12 月・翌年 2 月) に差が生じます。いったん仮徴収額と本徴収額に差が生じると、翌年度の仮徴収額は前年度の本徴収額とされていることから、翌年度以降も不均衡を平準化することができず、本徴収と仮徴収に差が生じてしまいます。年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、仮徴収額の算出方法を見直し、仮徴収額を前年度分の公的年金等に係る年税額の 2 分の 1 に相当する額に改正します。

【現行】(平成 28 年 8 月分まで)

- ▼ 仮徴収額
(4 月・6 月・8 月) = (前年度分の本徴収額) ÷ 3
- ▼ 本徴収額
(10 月・12 月・2 月) = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

【改正】(平成 28 年 10 月分から)

- ▼ 仮徴収額
(4 月・6 月・8 月) = (前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3
- ▼ 本徴収額
(10 月・12 月・2 月) = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(例) 65 歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額 = 60,000 円、妻は非課税)

年度	年税額	現行 (～平成 28 年 8 月分)		改正後 (平成 28 年 10 月分～)	
		仮特別徴収税額 (4 月・6 月・8 月)	本徴収税額 (10 月・12 月・2 月)	仮特別徴収税額 (4 月・6 月・8 月)	本徴収税額 (10 月・12 月・2 月)
29	60,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
30	36,000 円 (医療費控除等の増)	10,000 円	2,000 円	10,000 円	2,000 円
31	60,000 円	2,000 円	18,000 円	6,000 円	14,000 円
32	60,000 円	18,000 円	2,000 円	10,000 円	10,000 円

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が 2 年連続で同額の場合、平準化する

公的年金等の源泉徴収票の記載漏れなどに注意してください

例年、公的年金等の源泉徴収票 (支払報告書) に、配偶者や扶養、障害者、寡婦等の控除の記載漏れなどが見受けられます。年金支払者から源泉徴収票が届きましたら控除などの記載内容を確認して、記載漏れなどがある場合には、年金支払者に申請 (届出) するとともに、所得税の確定申告もしくは個人住民税の申告をお願いします。

源泉徴収票の記載誤りは、個人住民税の税額決定だけでなく、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の算定などに影響しますので、適正な申告をお願いします。



『擬制世帯』ってなあに？

社会保険に加入しているのに…
どうして私に国保の納税通知が？

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

擬制世帯とは？

世帯主が町国保以外の社会保険等に加入していて、同じ世帯のだれかが国保に加入している場合、その世帯を『擬制世帯』といいます。

国保には▼職場の社会保険等加入者とその扶養を受ける人▼生活保護を受けている人—以外のすべての人が加入しなければなりません。

国民健康保険は、世帯単位（保険証は一人一枚）で構成され、保険証や国保税の納税通知書等は世帯主に送付されます（国民健康保険法・地方税法）。

世帯主は国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務を負うことになります。

国保税は国保加入者の前年の所得や固定資産税額、加入人数などにより算定されます（国保税の軽減判定には世帯主の所得も含まれます）。

国保上の世帯主を変更するには？

次のすべての要件を満たす擬制世帯の被保険者は、届出により国保における世帯主と

国保をやめる場合	持参するもの
ほかの市区町村へ転出するとき	保険証・印鑑
ほかの健康保険などに入ったとき	国保と社会保険等の保険証・印鑑
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
死亡したとき	死亡を証明するもの・保険証・印鑑

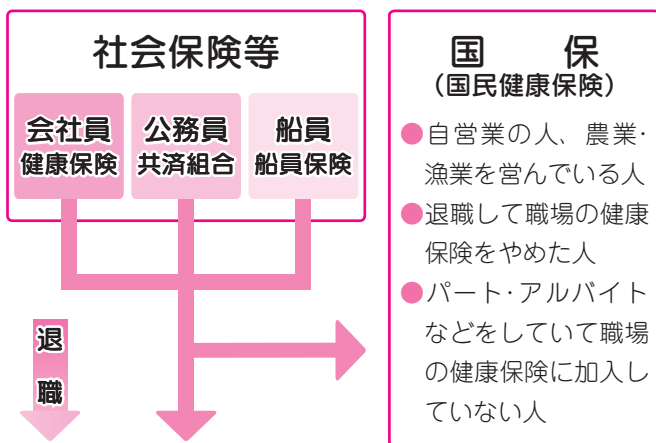
社会保険等に加入したときは届け出を忘れずに！

社会保険等に加入した場合、14日以内に国保の窓口で資格喪失の手続きが必要になります（左表参照）。

して変更できる場合があります。

▼国保税に未納がない▼今後の納付・届出義務等に国保運営上支障がないと認められる▼世帯主の同意がある—人

いずれかの医療保険に入ることになります



社会保険等の任意継続

一定の条件を満たせば、引き続きその医療保険に加入することができます

擬制世帯に限らず、ご家族の人が社会保険等に加入している際、次の①と②の両方の条件を満たしていれば、その『被扶養者』として社会保険等に加入できる場合があります。詳しくは勤務先にご確認ください。

① 国保加入者が社会保険等加入者の、▼直系の尊属・配偶者・子・孫・弟妹▼3親等以内の親族で同一世帯—のい

ずれかに該当し、主として社会保険等加入者の収入により生計を維持している人

② 年収が130万円未満（6歳以上または障害者の人は180万円未満）で、社会保険等加入者の年収の2分の1未満の人（高校・大学を卒業し、アルバイト等で収入のある人なども該当する場合あり）

※失業給付を受けている人は、原則として給付期間中は被扶養者とは認められません。しかし、給付額が少ない場合には認められる場合もあります

医療費の適正化にご協力を！

柔道整復師（整骨院・接骨院）

の正しいかかり方

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときは、国民健康保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があります。柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただいたうえで、適正な施術を受けていただきますようお願いします。

※病院などの保険医療機関での「治療」と区別するため、柔道整復師では「施術」の表現が用いられています

■国民健康保険が適用される場合（保険証が使えます）

▼外傷性の骨折・脱臼・打撲および捻挫に対する施術

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です

■国民健康保険が適用されない場合（保険証が使えません）

次のような施術は保険の対象とならないため、施術費用全額が自己負担となります。

▼日常生活による疲労・肩こり・腰痛など

▼スポーツによる筋肉疲労

▼脳疾患後遺症などの慢性病

▼症状の改善がみられない長期の施術

▼マッサージ代替りの利用

▼病院や診療所などで同じ負傷等を治療中のもの

▼労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

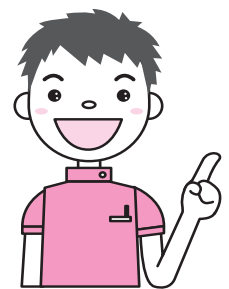
施術を受けるときの注意

■負傷の原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や労災保険が適用される負傷の場合、国民健康保険は使えません。負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかどうかをご確認ください。また、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、国保年金課に届出が必要です。

■療養費支給申請書の内容をよく確認して署名または捺印をしましょう

多くの整骨院などでは、柔道整復師が患者本人に代わり保険者に請求を行う「受領委任払い」の方法をとっています。施術を受けたときは、療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に、原則患者の自筆による記入が必要です。署名または捺印をする際は「負傷原因・負傷名・日数・金額」をよく確認をしてください。



■領収証は必ず受け取りましょう

領収証は無料で発行することが義務付けられています。医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

施術内容についてお尋ねすることがあります

施術日や施術内容などについて照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

みなさん、お元気ですか？

さわやかな季節になりましたね。こまめにからだを動かして、健康づくりに取り組みましょう！



町運動普及推進協議会だより

町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民のみなさんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は、私たちの日頃の活動を紹介させていただき

■本郷ふれあいセンター 体操教室での活動

7月11日に、本郷ふれあいセンターにおいて、本郷小学校区ふれあい地区館高齢者学級のみなさんと一緒に体操やレクリエーションを楽しみました。

軽い準備運動から始まり、オリジナルストレッチ『花体操』や筋力アップ運動、レクリエーションなど盛りだくさんの内容でした。80人を超えるたくさんの人が参加し、マイクの声が聞こえないくらい笑い声があふれました。参加者のみなさんと楽しい時間を共有することができて、私たちの方がたくさんの元気をいただきました。

このように、地域のみなさんと体を動かす機会が増えるよう、私たちの活動をもっとPRしていきたいと思えます。

■レクリエーション研修会での学び

運動普及推進員は、知識や技術を高めるために、定期的に研修会を受講しており、今回はレクリエーションについて学びました。

今回教わった内容は、体を使ったゲームや体操、歌に合わせて行う手遊びなど、体も頭もフル回転させるものばかりで、大変有意義な研修会となりました。

レクリエーションは、楽しい時間を過ごし「笑顔」が増える活動です。集団の場では、心が和みその場の緊張感をやわらげることが出来ます。

私たちが地域で行う体操教室でも、レクリエーションを取り入れています。今回の研



▲レクリエーション研修会の様子

研修会で習得したことをこれらの活動に活かし、地域のみなさんが「笑顔」になるよう頑張りたいと思います。

■『運動普及推進員養成講習会』を開催しました

今年の6月から7月にかけて開催した『運動普及推進員養成講習会』が終了し、新たに5人の運動普及推進員が加わりました。体を動かすことが好きで、ボランティア活動にも積極的に取り組もうとしている皆さんです。今後、つるかめ教室など地域での活動に参加する予定ですので、どうぞよろしく願います。

また、講習会では、講師の辻本健彦先生より健康づくり



▲▼運動普及推進員養成講習会の様子

に関するさまざまなお話を聞くことができました。

日頃仕事や家事に追われ、運動する時間が確保できない場合でも、日常生活の中でこまめに体を動かすことで活動量を増やすことができます。

例えば『テレビをみながらストレッチをする』、『よく使うものを遠くに置き、その都度取りに動く』、『階段を上り下りする』、『床や窓の拭き掃除をする』、『姿勢をよくする』など、ほんの少しの心がけで健康維持につながります。

皆さんも「運動をしないと」と気負わずに、まず、生活習慣を見直し、日常生活の中でできることから始めてみませんか。



いばらき出会い サポートセンター 登録会員募集!



町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

(一社) いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するために、茨城県と(社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した一般社団法人です。平成18年6月に開設し、以降9年が経過した現在では、会員は約2,800人、成婚したカップルは1,400組を超えます。

入会できる人は、県内にお住まい、またはお勤めの人で、入会の手続きは結婚を希望する本人に限ります。会員になると登録者のプロフィール検索ができ、ふれあう(お見合い)機会を相談員が調整するなどのサポートが受けられます。結婚を希望する皆さんの登録をお待ちしています。

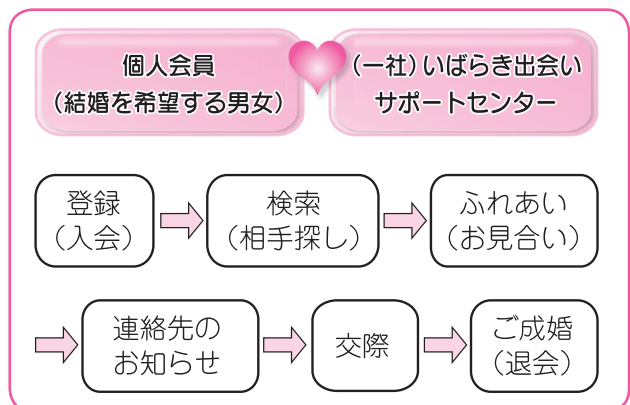
入会に必要な書類等

①入会申込書 ②独身証明書(本籍地の市町村長が発行) ③健康保険証 ④写真1枚(Lサイズ縦型…縦127mm×横89mm、3か月以内に撮影のもの) ⑤入会登録料(10,500円で3年間有効)

事業内容

- ▼会員制のパートナー探しの支援
ふれあい(お見合い)相手の検索や日程調整
- ▼ふれあいパーティーの開催・支援
県内各地でふれあいパーティーの開催および関係団体が行うパーティーの支援等
※会員以外の人も参加可
- ▼結婚を支援する個人・団体の育成および支援
若者の結婚相談・お見合いの仲人等をボランティアで行う『マリッジサポーター』や、結婚支援活動を行っている『いばらき出会い応援団体』への活動支援

出会いから結婚まで



問い合わせ

- ▼(一社) いばらき出会いサポートセンター
水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 ☎029-224-8888 ▼ホームページ <http://www.ibccnet.com/>
- ▼県南センター
牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久内 ☎029-830-7502
※入会手続き・検索などは予約制ですので、電話で予約のうえお越しください

●男女の出会いを支援する『マリッジサポーター』募集

県では、結婚を希望する若者の『出会いの相談や仲介』、『いばらき出会いサポートセンターのPR』などをボランティアで行っていただく人を『マリッジサポーター』として募集しています。申込用紙に記入のうえ、郵送またはファクシミリで下記にお申し込みください(申込用紙はホームページからダウンロード可)。

▼応募条件 県内在住の20歳以上の人 ▼委嘱期間 登録の日から2年間(更新可能)

▼問合せ 県子ども家庭課少子化対策室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 ☎029-301-3261 FAX:029-301-3269

▼ホームページ <http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage02/>

町税等の滞納処分による不動産公売

町では下記のとおり不動産公売を行います。(※1)

一般の人も参加できる入札ですので、皆さんも参加してみたいかですか。(※2)

※1 公売とは、滞納となった租税を徴収するため、差し押さえた納税者の財産を強制的に売却して、金銭にかえる手続きです

※2 原則どなたでも参加できますが、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されることがあります

収納課 ☎888-1111 (157)

公売日時および対象不動産

日時	平成 27 年 10 月 30 日(金) 受付時間:午後 0 時 45 分から					
場所	町総合保健福祉会館(さわやかセンター) 2 階大会議室					
公売対象 不動産	下表のとおり					
	売却区分 番号	所在	地目	地積 (㎡)	見積価額	公売保証金
	阿 27-1	阿見町大字吉原	畑	3,737	1,500,000 円	150,000 円
	阿 27-2	阿見町大字掛馬	田	3,015	550,000 円	60,000 円
	阿 27-3	阿見町大字掛馬	田	1,417	260,000 円	30,000 円
	阿 27-4	阿見町大字掛馬	田	3,518	640,000 円	70,000 円
	阿 27-5	阿見町大字小池	畑	113	30,000 円	10,000 円
	詳細は収納課に備え付けの『公売参加のご案内』をご覧ください					
当日持参 するもの	<ul style="list-style-type: none"> ▼公売保証金(現金または銀行振出の小切手) ▼身分を証明するもの(入札に参加される人の運転免許証など) ▼印鑑 ※スタンプタイプの簡易印鑑不可 ▼委任状(代理人や法人の従業員が入札に参加する場合に必要) ▼収入印紙(200 円)(入札者が営利法人の場合または個人の営業者の場合に必要) ▼買受適格証明書(公売財産が農地の場合に必要) <p>※農地の公売に参加するためには、町農業委員会の発行する『買受適格証明書』が必要になります。なお、申請日は 10 月 13 日(火)・14 日(水)です。詳細は、町農業委員会事務局にお問い合わせください</p>					
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▼公売は、予告なく中止になる場合があります。事前に公売実施の有無をお問い合わせください ▼入札に際しては、あらかじめ公売財産の現地・登記簿をご確認ください ▼土地の境界については、隣接地所有者と協議してください ▼公売執行機関(町)は、公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。使用者または占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります 					

問い合わせ

- 公売執行機関: 収納課特別滞納対策係 ☎888-1111 (157)
- 農業委員会: 町農業委員会事務局 ☎888-1111 (185)

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

最近では、ボランティア団体やNPO法人などがまちづくりを担う重要な主体と考えられるようになり、町民活動センターはその活動を支援し、多くの町民が気軽に社会貢献活動へ参加できるきっかけづくりに努めています。そこで今回は、10月で開設12周年を迎える町民活動センターについて紹介します。

「阿見町町民活動センター」

阿見町阿見 2958 (マイアミ・ショッピングセンター 3階)

■町民活動センターってどんなところ？

市民活動団体の自主的な運営をサポートするほか、ボランティアまたは社会貢献団体・企業・行政等の異なる各団体が連携・協働しやすい環境づくりを推進し、各団体と町民とのボランティアを繋ぐお手伝いをしています。

■主な活動内容

- ▼窓口での相談受付、補助金や助成金およびイベント等の情報提供
- ▼市民活動団体の情報収集、広報あみやホームページでの情報発信
- ▼『町民活動センターだよりえがお』の作成・発行(年4回、次回は12月下旬を予定)
- ▼NPO法人やボランティア団体の設立・運営勉強会の実施(毎月第3金曜日午後7時から)
- ▼会議・打ち合わせスペースの提供、コピー機・印刷機・パソコン・掲示板等設備の貸し出し
- ▼ボランティアリーダーの発掘および育成



▲ボランティアによる学習会

■どんな人が利用できるの？

市民活動に興味をお持ちの町民または町内に勤務・通学されている個人、もしくはそれら個人で組織されている団体であれば利用できます。

■どこにあるの？

マイアミ・ショッピングセンターの3階にあります。入口付近には案内板やのぼり旗がありますので、それらを目印に当センターまでお越しください。

■いつ利用できるの？

年末年始を除く火曜日から日曜日(月曜日は休館)の午前10時から午後9時まで開館しています。会議スペースの利用や相談を希望する場合には事前に予約が必要ですが、自由に見学できますので、市民活動に関心のある人はお気軽にお越しください。

現在当センターでは、町内の市民活動団体を対象としてアンケート調査を実施し、その情報をもとに職員が活動場所へ出向いて取材などを行っています。市民活動団体の皆さま、情報の提供や取材へのご協力をお願いします。



▲モニターを使って活動するボランティア

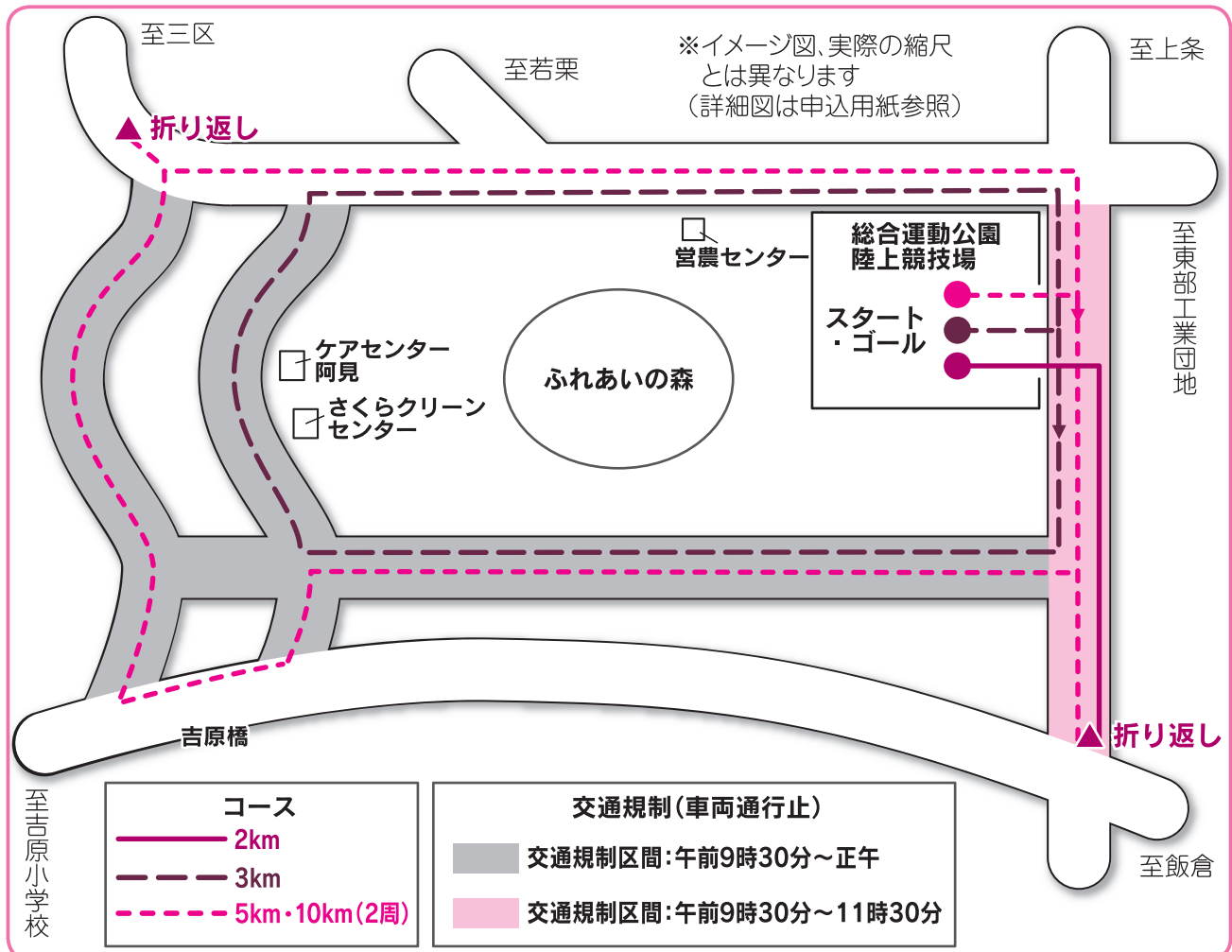
次回の「NPO・ボランティア設立・運営勉強会」は10月16日(金)実施予定です。市民活動団体の活動日時やその他講座についての情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。

いばらきいきいきスポーツday! 第38回阿見町マラソン大会

- ▼日時 12月6日(日)(荒天時中止。午前7時に態度決定)
- ▼受付:午前8時30分～9時▼開会式:9時10分から
- ▼場所 総合運動公園陸上競技場(スタート・ゴール)
- ▼種目・競技順序 ▼午前10時スタート:①一般男子10km ▼10時10分スタート:②小学生低学年男子2km ③小学生低学年女子2km ▼10時35分スタート:④小学生高学年男子3km ⑤小学生高学年女子3km ▼11時スタート:⑥中学生女子3km ▼11時5分スタート:⑦中学生男子5km ▼11時15分スタート:⑧一般男子5km ⑨一般女子5km
- ▼参加資格 ▼一般の部:町内または町に隣接する市町村に在住・在勤・在学の高校生以上の人▼小・中学生の部:町内在住・在学の人 ※保護者の承認が必要
- ▼参加料 無料
- ▼表彰 各種目ごとに表彰▼1位～3位:メダル・賞状▼4位～6位:賞状(参加人数が少ない場合は記録証)▼7位～10位:記録証(参加人数が少ない場合は表

- 彰なし)▼特別賞として最高齢者賞あり
- ▼申込期間 10月16日(金)～10月30日(金)(申込期間以外の申し込みは受け付けません)
- ▼申込時間 午前9時～午後5時
- ▼申込方法 生涯学習課(中央公民館内)、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンター、うずら出張所に備え付けの申込用紙か、生涯学習課ホームページから印刷した申込用紙で各施設の窓口に直接申し込む。なお、小中学生の申し込みについては、学校取りまとめのうえ提出してください ※必ず押印すること
- ▼駐車場 駐車場の規制については申込用紙に記載しますのでご確認ください
- ▼その他 ▼NPO法人阿見アスリートクラブとの協働事業として実施します▼ゼッケンに取り付ける『ICチップ』で順位・タイムを計測しますので、ゴール後、ICチップの回収にご協力ください ※未回収の場合は、2,000円をお支払いいただきます

第38回阿見町マラソン大会コース図および大会に伴う交通規制



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』撮影セットの一部を展示

町および予科練平和記念館で撮影協力をしました、映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』で使用された『一式陸攻』の操縦席のセットや衣装の展示を行っています。

今回の映画をきっかけに、深く歴史を知る機会としていただければ幸いです。

- ▼期 日:11月1日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合、翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:無料



▲撮影セット前で天田町長と映画関係者が集合

『零戦』実物大模型の一般公開



▲製作中の零戦模型



▲建設中の格納倉庫

予科練平和記念館開館5周年事業で作成した、実物大『零戦』模型を公開します。通常の観覧方法は、格納庫外からの見学となります。

11月以降には、模型を外に出して操縦席に乗ることができるイベントを開催予定です。

- ▼期 日:10月6日(火)から ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合、翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後4時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館(格納庫)
- ▼観覧料:無料

文集『(仮称)戦後70周年に思う事』の原稿を募集

予科練平和記念館では、戦後70周年にあたり、町民の皆さまからの原稿を募集しています。

戦争を回顧し、平和への願いを綴った原稿を募り、文集として編さんして後世に残すものです。「戦争体験者」「陸海軍関係者」「ご遺族」など、町民の皆さまからのご投稿をお待ちしております。

お預かりした原稿は、平成28年3月に編集製本します。

- ▼原稿枚数:400字詰め原稿用紙4～10枚程度(増減可)。写真添付可
- ▼提出期間:10月31日(土)まで ▼提出方法:郵送または直接窓口へ提出
- ▼その他:詳細は下記にお問い合わせください
- ▼問合せ:予科練平和記念館 ☎891-3344 (月曜日を除く午前9時～午後5時)

◎学芸員のつぶやき

予科練生が憧れた戦闘機『零戦』。制式名称は『零式艦上戦闘機』ですが、略称である『ゼロセン』の呼び方が一般的かと思えます。元予科練生の人からお話を聞くと、当時は『レイセン』と呼んでいて、英語読みの『ゼロセン』が一般化したのは戦後のようです。昭和15年(1940)に採用され、終戦までの5年間、日本海軍の主力戦闘機として活躍しました。10,430機が生産され、日本軍の陸海軍合わせても最も生産された飛行機です。 ※ちなみに生産数2位は陸軍の『隼』です

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

鳥津 中川 庄一郎



私が鳥津の住民になったのは、町村合併から3年後の昭和33年の春であった。生まれ育った所は、「7つボタンは桜にいきなり」の歌で全国的に知られた、旧土浦海軍同航空隊(予科練)に隣接する廻戸である。同航空隊の跡地には、その後、陸上自衛隊武器学校が創設され現在に至っていることは周知のとおりである。青宿・新町付近は、かつては唯一の商業地であり、道路の整備や交通の便など他の地域より勝っていたように思えた。

さて、今年、町村合併六十年の節目の年に当たり、往時を振り返ると、私が鳥津に住み始めた当時、少なからず疑問に思うことがあったので、合併に関わった人達に尋ねたことがあった。それは、なぜ舟島地区だけが昭和30年4月1日の合併に間に合わなかったのかという点であった。当時を知る人によれば、関係する市町村とも必ずしもスムーズに事が進んだということではなく、周辺市町村のい

ずれと合併することが一番良いかという点について日夜激論が交わされたようであった。舟島村においても、木原村(現美浦村)との合併が良いとする人達と、阿見町を推す人達とが激しく対立していたという。

そうした状況のなか、村議会においては、一旦美浦村との合併を議決したそうであるが、これに対して、鳥津3地区の住民が猛烈な反対運動を起こすなど、難航を極めた末に、旧舟子地区は分村という形で現美浦村に入り、竹来・掛馬・鳥津の3地区は阿見町との合併となったのである。既に合意に至っていた旧阿見町・朝日村・君原村は昭和30年4月1日をもって、阿見町となり、遅れて4月20日に旧舟島村が統合され、まさに紆余曲折を経て昭和の合併が終了したそうである。

改めて過ぎし60年を振り返るとき、今住んでいるこの地区の選択は適切であったように思う。農村地帯であった鳥津地区にも、宅地造成により若宮団地

が生まれ、多くの人達が生活し、活躍されている。さらには、上鳥津の台地に大規模な住宅団地「南平台地区」が誕生し、新旧地区住民の絆が益々深まりつつあることは喜ばしい限りである。過疎化が進み、小・中学校等の統廃合が増加するなか、舟島小学校は児童数が増加する等、益々活気に満ちた発展が期待されている。少子高齢化や核家族化が進むなかで、各自自治体とも難問山積の時期に直面していることと思うが、もしこの合併がなかったら、税収等の面からも痩せ細った自治体ばかりとなり、何らの事業も推進できず、限界集落や住民サービスの恩恵に浴することのない地域が生まれたのではないかと思う次第である。

この合併は、地域住民が公平に行政サービスを享受し、町の事業や諸施策に対し、住民も積極的に協力しつつ官民一体となって生活の向上を図ることを狙いとしたものと思う。一家に数台の車社会の現在、いつになったらマイカーに乗れるのかと思つた時代は遠い昔のこと、全てが便利な社会になってきている昨今、町政もさらなる向上を目指して努力されており、敬意を表するところである。お蔭で、この下鳥津にも、

今年宿願の上水道の本管が敷設され、我が家でも積年待ち望んだ喜びを味わっているところである。また、道路行政の取り組みにも力を注がれ、国道125号線からのバイパスを横断するアクセス道は、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)阿見東インターまで接続可能となり、鳥津と追原の接点近くには、「道の駅」のオープンも取り沙汰されている。さらには、地元議員の提唱による「霞ヶ浦二橋」の建設も夢ではなく、すでに関係市町村による協議が行われている模様であり、早期実現を大いに期待するところである。



中川 庄一郎さん

平成16年4月8日〜平成20年4月7日町選挙管理委員
平成20年4月8日〜平成24年4月7日町選挙管理委員長
平成27年2月12日茨城県町村会から民間自治功労者表彰。

今年宿願の上水道の本管が敷設され、我が家でも積年待ち望んだ喜びを味わっているところである。また、道路行政の取り組みにも力を注がれ、国道125号線からのバイパスを横断するアクセス道は、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)阿見東インターまで接続可能となり、鳥津と追原の接点近くには、「道の駅」のオープンも取り沙汰されている。さらには、地元議員の提唱による「霞ヶ浦二橋」の建設も夢ではなく、すでに関係市町村による協議が行われている模様であり、早期実現を大いに期待するところである。

ここに、重ねて60年前の町村合併当時に思いを致しつつ、阿見町の益々の繁栄を祈念する次第である。

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。土台と梁、桁、柱を確れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196

茨城県知事免許(4)第5548号 (有)美都建 TEL.029-891-2200

まちの できごと

インフォメーション

町内企業19社が参加『あみ 大好き就職面接会』開催

8月17日、さわやかセンターにて、若者の定住と町民の雇用促進、町内企業の人材確保に対応するため町内に事業所を有する企業19社（求人数219人）が参加した『あみ大好き就職面接会』が開催されました。各企業の人事担当者と直接話が出来る貴重な機会に、多くの求職者が参加し、関心のある企業からの説明に熱心に耳を傾けていました。



8月17日

女優たちによる朗読 『夏の雲は忘れない』開催

8月15日、本郷ふれあいセンターにおいて、町村合併60周年記念事業・予科練平和記念館開館5周年記念事業として、ヒロシマ・ナガサキの原爆をテーマにした朗読『夏の雲は忘れない』が開催されました。6人の女優とともに町内在学の中学生・高校生5人も出演者として参加し、命の尊さや平和の大切さを訴え、大きな感動をもたらしました。



8月15日

お知らせ おわびと訂正

『広報あみ』9月号通常版において、左記の誤りがありました。

●3ページ『まい・あみ・まつり2015写真集』

お名前の表記で、あみ大使『諏訪原寛之』さんとあるのは『諏訪原寛幸』さんの誤りです。

●26ページ『お知らせ』
『公益社団法人認知症の人と家族の会』の問い合わせ電話番号において、『888-12940』とあるのは、『879-10808』の誤りです。

おわびして訂正します。

■秘書課広報係 ☎ 888-1111 (283)

募集 『笠間を歩こう』参加者募集

- ▼期日 11月3日(火)
- ▼時間 午前8時10分中央公民館出発(午後3時帰着予定)
- ▼行き先 笠間(芸術の森公園および市内)6km(笠間市)
- ▼募集人数 65人(定員で締切)
- ▼参加料 500円 ※当日の不参加でも返却不可

- ▼申込期間 10月6日(火)～16日(金) ※12日(月)・13日(火)は受付不可
- ▼申込方法 参加希望者は、申込者全員の住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記して、左記の窓口へ持参またはファクシミリで申し込む
- ▼受付時間 午前9時～午後5時 ※窓口持参およびファクシミリも同様とする
- ▼説明会 10月20日(火)午後7時から本郷ふれあいセンター1階多目的ホールで開催 ※参加料持参。説明会を欠席した場合は参加辞退とする
- 生涯学習課社会体育係(中央公民館内) ☎ 888-12526 888-10032

募集 『町国際交流協会』ハロウィン パーティー開催

- ▼期日 10月31日(土)
- ▼時間 午前10時～午後3時
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼募集人数 100人
- ▼参加料 協会会員は無料。非会員は100円(保険料として)
- ▼申込方法 10月23日(金)までに電話で左記に申し込む ※土・日・祝日・月曜日を除く
- 町国際交流協会 ☎ 888-1111 (292)

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 10月10日(土)
10月24日(土)
11月21日(土)
10:00AMより本校にて

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～もっと勉強が好きになる～

<入試説明会> 10月25日(日)
9:00AMより本校にて

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

インフォメーション

「舟島歌声ひろば」開催

音楽で元気にするまちづくり事業

▼期日 10月24日(土)

▼時間 午後1時30分から(開場:1時)

▼場所 舟島ふれあいセンター

▼出演団体 ▼コーラス(すずらん 阿見シルバーコーラス) ▼オカリーナ・アミーゴ

▼入場料 無料

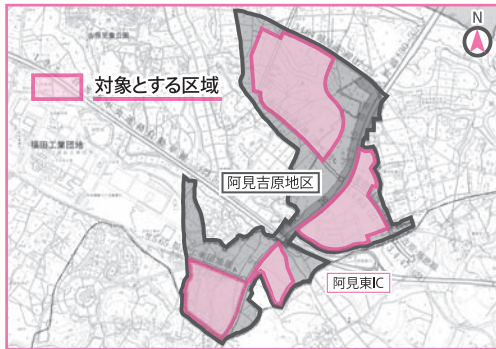
▼舟島ふれあいセンター
☎840-2761

都市計画課から①②③

①「阿見都市計画マスタープラン 地域別懇談会」開催

平成27年度末に策定予定の阿見町都市計画マスタープランは、20年後を目標準次とする主に土地利用や道路、公園など都市施設に関する計画で、町全体を捉えた全体構想と町を3地域に分け各地域の特性を踏まえた地域別構想で構成されます。

その地域別構想の素案に関して、地域住民のみなさまからのご意見を伺うため、左記のとおり地域別懇談会を開催します。



▼懇談会開催地域: ①中央地域(阿見小・第一小・第二小の各校区) ②東南部地域(舟島小・君原小・吉原小の各校区) ③西部地域(本郷小・実穀小の各校区)

▼日時 ①10月10日(土)午前10時~正午 ②17日(土)午前10時~正午 ③17日(土)午後2時~4時

▼場所 ①さわやかセンター2階講座室 ②君原公民館研修室 ③本郷ふれあいセンター会議室

▼申込方法 開催日の前日午後5時までに電話で左記に申し込む

②阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画変更(案)の縦覧
都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による地区計画

の変更にあたり、同法第17条の規定に基づき、標記縦覧を左記のとおり行います。

この計画(案)に意見のある人は、左記縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができます。

▼期間 10月13日(火)~30日(金) ※土・日を除く

▼時間 午前8時30分~午後5時15分

▼場所 役場2階都市計画課窓口

▼内容 ▼種類:地区計画の変更 ▼区域:阿見吉原地区(上図参照)

▼意見書の提出先 〒3000-0392 阿見町中央1-1-11 阿見町長天田富司男宛て(都市計画課扱い)

③「10月は土地月間です」
土地取引の後には届出を!
10月は、土地に関するさまざまな普及啓発を行う「土地月間」です。一定面積(市街化区域2000平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域5000平方メートル)以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内に町都市計画課に届出を行う必要があります。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

▼都市計画課 ☎888-1111 (232・234)

お知らせ 「土浦阿見都市計画区域マスタープラン」公聴会開催

県では、マスタープランの作成にあたり、住民の皆さまからご意見をいただくため、左記のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることが出来ます。申出者が多数の場合、意見内容を考慮のうえ代表者を選考させていただきます。

なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

▼期日 11月4日(水)

▼時間 午前10時30分から

▼場所 土浦市役所本庁舎4階401会議室(土浦市大和町9-1)

▼原案の閲覧場所 ▼茨城県土木部都市局都市計画課(水戸市笠原町978-6) ▼阿見町役場2階都市計画課

▼公述申出期間 10月19日(月)~28日(水) ※閉庁日を除く

▼申し出方法 意見を述べることとを希望する人は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください(公述申出書の様式は閲覧場所にあります)

▼申出書の提出先 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県知事橋本昌宛て(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)

▼県都市計画課 ☎029-301-4592 ▼町都市計画課 ☎888-1111 (232)

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
サライ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで



インフォメーション

募集 町村合併60周年記念 吹奏楽演奏会開催(無料)

- ▼期日 11月13日(金)
- ▼時間 午後2時開演(開場…1時30分)
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼演奏校 ▼霞ヶ浦高等学校吹奏楽部 ▼阿見小学校金管部 ▼阿見中学校吹奏楽部 ▼朝日中学校吹奏楽部 ▼竹来中学校吹奏楽部
- ▼定員 300人(全席指定)
- ▼申込期間 10月23日(金)まで
- ▼申込方法 往復はがきに、公演名・住所・氏名・年齢・電話を記入のうえ左記に送付する。応募はがきは1人1枚1人まで。応募者多数の場合は抽選とする

- ▼300010333阿見町若栗1886-1阿見町役場生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

議会事務局から①②

①町議会基本条例(案)パブリックコメント実施

阿見町議会では、議会の役割を明らかにするとともに、議会および議員の責務・活動原則等の基本的事項を定めるため、「阿見町議会基本条例」の制定を進めております。そこで、この条例(案)を公表しますので、町民の皆さんのご意見をお寄せください。

▼対象 町内在住・在勤・在学またはこの案件に利害関係のある人(個人団体は問いません)

- ▼素案の閲覧場所 役場3階議会事務局・役場2階情報公開コーナー・本郷ふれあいセンター・舟島ふれあいセンター・かすみ公民館・うずら出張所
- ▼募集期間 9月30日(水)～10月23日(金)まで ※施設閉庁日を除く
- ▼提出方法 閲覧場所に備え付けの「意見カード」(町ホームページにも掲載)に必要事項を明記し、素案の閲覧場所(情報公開コーナーを除く)に直接持参または議会事務局に郵送・ファクシミリ・Eメールにて提出する ※持参の場合は施設閉庁日を除く。郵送の場合は必着。電話によるご意見は受付不可

▼意見への回答 いただいたご意見に対する町の考え方は、11月頃に役場2階情報公開コーナー・素案の閲覧場所・町ホームページにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしません。ご了承ください

②町議員による「阿見町議会基本条例(案)」説明会開催

町議員から条例案についてご説明し、町民の皆さんのご意見

をお伺いします。どうぞお気軽にご参加ください。

- ▼期日 10月17日(土)
- ▼時間 午後5時から
- ▼場所 かすみ公民館1階多目的ホール
- ▼内容 ▼条例案の説明 ▼参加者との意見交換
- ▼対象 どなたでも参加できます ※事前申込不要。当日直接お越しください

- ▼12 〒30010392阿見町中央1-1-1阿見町役場議会事務局 ☎888-1111 (331)
- ▼887-9560
- ▼gkajimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

募集 「一般向けバイオテクノロジー実験講座」開催(無料)

茨城大学遺伝子実験施設では、一般の人向けに標記講座を無料で開催します。

- ▼期日 ①10月24日(土) ②25日(日) ※2日間連続で参加できる人
- ▼時間 午後1時～5時
- ▼場所 茨城大学阿見キャンパス内遺伝子実験施設
- ▼内容 ▼飲みかけのペットボトルの中でどのくらいの細菌が増殖するのか? ▼飲み物の種類によって違いがあるのか? ▼納豆菌からDNAを抽出する実験 ▼農学部教員による講義など

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

- ▼募集人数 16人(定員で締切)
- ▼申込期間 10月9日(金)まで
- ▼申込方法 電話またはEメールで左記に申し込む
- ▼茨城大学遺伝子実験施設 ☎888-8743
- ▼gfc2@mlibaraki.ac.jp

おまかせ 町の困りごと相談所

- ▼期日 10月27日(火)
- ▼時間 午前10時30分～午後3時
- ▼場所 土浦市民会館(土浦市真鍋)
- ▼内容 行政(国・特殊法人・県など)に関する苦情や意見・要望等をワンストップで受け付けます
- ▼総務省茨城行政評価事務所行政相談課 ☎029-2221-3347

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

まずはお気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の名義変更)*全国の不動産に対応・遺言書、相続放棄・債務整理

TEL 029-804-0382

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号神林ビル202号室(阿見中学校近く)
あみ司法書士事務所 (信託訴訟等代理関係業務限定) 司法書士 堀一樹
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00)
*上記以外の時間帯や土日祝日でも対応致します。面談は事前のご予約が必要です。

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 10月8日(木) 午前10時～午後3時
場所 総合保健福祉会館大会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 887-2600

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,019人 (- 36) ▽9月1日現在
- 男性 23,841人 (- 10) ▽常住人口ベース
- 女性 24,178人 (- 26) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,123世帯 (- 4) ▽情報政策課調べ

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 11月2日(月)

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
納期限 11月30日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 8月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	111件(816)
出場件数 169件(1297)	交通事故	13件(158)
	一般負傷	29件(183)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	16件(140)
	合計	169件(1297)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店